

特許事件に関する 近時の米国連邦最高裁判例の傾向

片 山 英 二*
黒 田 薫**

抄 録 近年、米国の連邦最高裁判例が採り上げる特許事件が増加傾向にあり、その背景には、主として連邦最高裁判所にみられる連邦巡回控訴裁判所（CAFC）が示す明確な規範を排除する傾向（傾向①）と、特許法を一般法領域と調和させたがる傾向（傾向②）の2つの傾向がみられる。本稿では、この2つの傾向についての説明と、これらの傾向が見られる主な判例を紹介し、併せて直近2年の最高裁判例にこれらの傾向がみられるかについて検討を行った。そもそも、CAFCの設立目的の一つが特許法に均一性と予見可能性をもたらすことであることから、CAFCは、その目的に従い、今後も明確な規範を示し続けると思われ、連邦最高裁判所との緊張関係は今後も続くと考えられる。なお米国特許法101条関連の近時の連邦最高裁判例については、既に多くの論考があり、また、特定の条文に関するもので本稿が意図する上記のような「傾向」とは趣旨が異なるため、本稿では触れていない。

目 次

1. はじめに
2. 連邦巡回控訴裁判所（CAFC）と連邦最高裁判所の構造
3. CAFCを経由した近時の最高裁判例の傾向
 3. 1 CAFC設立以来の最高裁判例の傾向
 3. 2 考えられる背景事情
4. おわりに

1. はじめに

連邦巡回控訴裁判所は、1982年に、特許法に均一性と予見可能性をもたらすことを目的の一つとして設立されて以来、数多くの特許事件を審理し、その役割を果たしてきた。そのうちのいくつかの事件は、さらに連邦最高裁判所においても審理され、最高裁判例として蓄積されていった。ところが、近時において、連邦最高裁判所が採り上げる特許事件数が急増しており、その多くは原審の判断を覆している。本稿は、

この傾向の背景について検討し、米国実務家の知見を参考に、近時の最高裁判例に見られる共通項をまとめたものである。併せて、2017年以降の最高裁判例を検討し、同様の傾向がみられるかについての検討を試みている。

2. 連邦巡回控訴裁判所（CAFC）と連邦最高裁判所の構造

米国は連邦主義を採用しており、連邦司法制度と州司法制度という2つの制度が存在する。米国は50の州と1つの連邦区から構成されるが、その法体系は、50の州を含めて米国全土にわたって適用される連邦法（特許法、破産法など）と、各州で適用される州法（家族法や刑法など）に区分される。米国の裁判所もこの体系

* 阿部・井窪・片山法律事務所 弁護士・弁理士
Eiji KATAYAMA

** 阿部・井窪・片山法律事務所 弁護士・弁理士
Kaoru KURODA

に沿い、連邦法の問題に関する事件は連邦裁判所で審理され、州法の問題に関する事件は州裁判所で審理される。

このうち、連邦裁判所は、連邦最高裁判所、連邦控訴裁判所、連邦地方裁判所という階層構造が取られる。各州には、それぞれの面積と人口に応じて1つかそれ以上の司法地区に分けられ、合計94の司法地区が存在し、各司法地区には1つの連邦地方裁判所が存在する。例えば、テキサス州には、北部地区、東部地区、西部地区、南部地区の4つの司法地区があり、特許事件で度々目にする「テキサス州東部地区連邦地方裁判所」は、テキサス州の東部地区に位置する連邦地方裁判所である。94の司法地区は、12の巡回区に分類され、各巡回区には1つの巡回控訴裁判所が存在する。例えば、上述したテキサス州東部地区は、「第5巡回区」に分類されるが、第5巡回区は、テキサス州に存する上記4つの司法地区の他に、ルイジアナ州及びミシシッピ州に存する5つの司法地区もカバーする。したがって、第5巡回控訴裁判所は、「テキサス州東部地区連邦地方裁判所」を含む、9つの司法地区にある連邦地方裁判所からの控訴事件を審理することになる。

本稿のテーマの一つである「連邦巡回控訴裁判所（The United States Court of Appeals for the Federal Circuit、以下「CAFC」という。）」は、上述した地理的管轄を有する12の巡回控訴裁判所とは異なる特別連邦控訴裁判所である。CAFCは、1982年に設立され、特許事件のみならず、国際貿易、退役軍人給付などの特定の分野において、全国的な排他的管轄を有する¹⁾。その設立目的は、特許法に関していえば、特許法に全国的な均一性をもたらす、特許訴訟に適用される規範をより予見可能性のあるものにする²⁾こととされている。

CAFCが扱う様々な事件の中で最も多いものが特許事件であり、例えば、2017年度にCAFC

に提訴された全事件数の63%を占める³⁾。CAFCにとって、特許事件を受け入れるルートは、連邦地方裁判所、特許商標庁（The United States Patent and Trademark Office、以下「USPTO」という。）及び国際貿易委員会（International Trade Commission）の3つである。CAFCが扱う特許事件は、かつては連邦地方裁判所からの控訴事件がほとんどであり、USPTOからの事件はわずかであった（2000年度でいえば、USPTOルートの事件数は全事件数の4%⁴⁾）。しかし、USPTOルートの事件数は2013年度から急増して、2016年度には連邦地方裁判所からの控訴事件数を上回り⁵⁾、2017年度は、連邦地方裁判所からの控訴事件が全事件数の29%であるのに対して、USPTOからの事件数は全事件数の33%を占めるに至っている⁶⁾。

本稿のもう一つのテーマである連邦最高裁判所（以下「連邦最高裁」という。）は、連邦司法制度の最高位にある裁判所である。連邦控訴裁判所からの裁量上訴のほか、州最高裁判所からの裁量上訴された事件を取り扱う。連邦最高裁には1名の長官と8名の裁判官が在籍している⁷⁾。連邦最高裁は、毎年10月第1月曜日に開廷し⁸⁾、この開廷日から翌年10月第1月曜日の前日までの1年間は「(10月)開廷期」と呼ばれる。口頭弁論は、通常、10月から4月の間に行われる⁹⁾。連邦最高裁は、裁量上訴の申立て（petition for writ of certiorari）をされた事件の中から、裁量によって事件を受理するが、その数は非常に少なく、1年間に7,000~8,000件の裁量上訴の申立てがある中で、連邦最高裁が上訴を受理し、口頭弁論を開くのはわずか約80件とされている¹⁰⁾。連邦最高裁の規則によれば、連邦最高裁が採り上げる事件の例として、重要な事項について、複数の連邦控訴裁判所の判決が互いに抵触している場合などを挙げている¹¹⁾。

3. CAFCを経由した近時の最高裁判例の傾向

3. 1 CAFC設立以来の最高裁判例の傾向

連邦最高裁がCAFC経由で採りあげた特許事件を年代別に別表にまとめた¹²⁾。別表からわかるように、1986年から2005年までは毎年1件あるかないかであった最高裁判例が、2006年からほぼ毎年出されるようになり、2011年以降は、ほぼ毎年3件以上で推移している。

連邦最高裁が、他の巡回控訴裁判所経由の事件と比較しても、CAFC経由の事件を頻繁に採りあげている事実について、CAFCの判事であるTimothy B. Dyk判事は、その論文の中で各種の統計と共に詳しく解説している¹³⁾。同論文によれば、2006年10月開廷期～2015年10月開廷期において、連邦最高裁が受理したCAFC経由の事件は、連邦最高裁が審理した事件全体の5.41%であり、他の巡回控訴裁判所経由で受理した事件数の平均値付近と必ずしも多いわけではないが¹⁴⁾、各控訴裁判所における全判決数に対して連邦最高裁が受理した事件の割合を考えると、CAFCの全判決数に対して連邦最高裁が受理した事件の割合は0.279%と最も高く、平均値(0.106%)と比較しても極めて高いとされている¹⁵⁾。また、同論文によれば、CAFC判決に対する連邦最高裁の破棄率(reversal rate)は、1999年から2008年までの10年間では83%と、当時の平均値(68%)と比較すると相当高かったが、直近10年間では、破棄率は70%まで下がり、平均値(66.7%)よりやや高い程度にとどまっているとのことである¹⁶⁾。

このように、2006年以降のCAFC判決に対する最高裁判例についてみると、破棄率が高すぎるといえるわけではないものの、他の巡回控訴裁判所の場合と比較して、受理される割合は極めて多く、特に、特許事件を審理することができ

る控訴裁判所がCAFCしかなく、控訴裁判所間の判決の抵触が原則として生じないことを考慮すると、特異な現象であるようにみえる。

3. 2 考えられる背景事情

(1) 米国実務家の見解の紹介

上述した近時の最高裁判例の急増の背景に関しては、様々な米国実務家が分析を行っている。例えば、CAFCのDyk判事は、前掲の論文において、次の点を根拠として挙げている。①CAFCはその設立経緯から、明確な規範を示すことが義務と考えているのに対して、連邦最高裁は「明確な規範」というものに不快感を示していること¹⁷⁾、②連邦最高裁は、ゼネラリストという立場から、特許法という専門的な領域を、他の一般法領域と調和させようとしていること¹⁸⁾。Dyk判事は、その他に、連邦最高裁は、他の巡回控訴裁判所と比較して、CAFCとの間にコミュニケーションラインが欠如している点も挙げる¹⁹⁾。

連邦最高裁に、Dyk判事の挙げた、CAFCが示す明確な規範を排除する傾向(傾向①)、及び、特許法を一般法領域と調和させたがる傾向(傾向②)があるという点については、他の実務家によっても支持されているようである。

CAFCでの控訴事件に数多く関わってきたDonald Dunner弁護士は、Dyk判事の上記論文に応答する論文²⁰⁾の中で、上記の傾向①に同調し、CAFCは特許法に均一性と確実性をもたらすために設立され²¹⁾、均一性と予見可能性を提供するのに適した明確な規範を示しているにも拘らず、最高裁判例は、これをフレキシブルな規範に置き換えることで²²⁾、不確実性と予見可能性の欠如を生み出していると痛烈に批判している²³⁾。

また、エモリー大学ロースクールのTimothy R. Holbrook教授は、Dyk判事の上記論文に回答する論文²⁴⁾の中で、傾向①に敷衍して、

CAFCが構築しようとする明確な規範は、連邦最高裁からみるとプロパテントに偏っているように見えるのではないかと指摘している²⁵⁾。また、Holbrook教授は、傾向②について、Dyk判事の意見に同調し、CAFCは、特許法がどのようにしたら他の法領域と調和するのかという点を考慮しない傾向があり、こういった近視眼的な傾向を連邦最高裁は正そうとしているのではないかと解説している²⁶⁾。

また、元Solicitor General（訟務長官）であるSeth P. Waxman氏は、その論文の中で²⁷⁾、特許事件の最高裁判例数の増加について、次の5つの因子を挙げている。(1) 社会における知的財産の重要性が増したこと、(2) (1)により、企業が訴訟を連邦最高裁まで上げる土壌ができたこと、加えて、連邦最高裁での高い破棄率がこれに追い打ちをかけたこと、(3) 最高裁判例によって規範が変わることによって新しい争点を作り出されたこと、(4) 法律が変わることによってその解釈問題が生じたこと、(5) 連邦最高裁が、CAFCの判決は厳重な検査が必要であると思っ
ていること²⁸⁾。また、Waxman氏は、連邦最高裁は、CAFCの提示する厳格な規範を嫌悪していると述べており、CAFCは、法的安定性と予見可能性をもたらす目的で設立され、不明確な指針に現実的な結論をもたらす感覚の良さを持っているが、対照的に、「適正手続」や「平等の保護」といった簡単な適用ができない抽象的な概念を日々取り扱っている連邦最高裁は、不確実性に対して高い耐性を有していると解説している²⁹⁾。

近時の最高裁判例の急増の原因に関し、The Naples Roundtableの2018年度Annual Conferenceの参加者に対して、弁理士の奥山尚一先生の御協力の下、アンケートをとったところ、傾向①、傾向②を原因として挙げる参加者がほとんどであった。また、George Washington大学ロースクールのMartin J. Adelman教授、

Kirkland & EllisのWilliam A. Streff弁護士も、著者らに対して、同様の感想を述べていた。

そこで、以下、上述した論文における分類に従い、CAFC判決の判断を覆した最高裁判例のうち、傾向①、傾向②を示す主な判例を挙げ、併せて、2017年及び2018年の最高裁判例を検討し、同様の傾向がみられるか否かについての検討を試みる。

(2) CAFCが示す明確な規範を排除する傾向を示す最高裁判例（傾向①）

CAFCが示す明確な規範を排除する傾向を示すものとして分類される最高裁判例としては、次の1)～4)のものが挙げられている。

1) Festo Corp. v. Shoketsu Kinzoku Kogyo Kabushiki Co., Ltd., 535 U.S. 722 (2002)

原審において、CAFCは、特許法に適合させるためにクレームを減縮させた補正は、理由の如何を問わず、出願経過禁反言が適用され、この場合、補正された構成要件についての均等論はすべからず排除されるという見解(Complete bar)を判示したのに対して、連邦最高裁は、Complete barを排斥し、出願経過禁反言は、特許法の要件に適合させるためにクレームを減縮させた補正のすべてについて適用され得るものの、補正された構成要件についての均等論は必ずしも排除されるものでないという見解(flexible bar)を示した。

2) KSR Int'l Co. v. Teleflex Inc., 550 U.S. 398 (2007)

CAFCは、自明性の問題に対して、均一性と一貫性をもたらすために、「教示、示唆又は動機(TSM)のテスト」(先行技術、課題の性質又は当該技術についての当業者の知識によって、先行技術を組み合わせるための動機ないし示唆が明らかにされている場合にのみ、当該発明の自明性が立証されるとするテスト)を採用して自明性を判断してきたのに対して、連邦最

高裁は、TSMテストは有用であると述べつつも、これを自明性を判断するための強制的なテストとして厳格に用いることは、連邦最高裁の先例に反すると判示した。

3) Octane Fitness, LLC v. ICON Health & Fitness, Inc., 134 S.Ct. 1749 (2014)

CAFCは、CAFCの先例であるBrooks判決³⁰⁾によって、弁護士費用の敗訴者負担に関する特許法285条の「例外的な場合」を、①著しく不適切な行為があった場合、又は、②主観的に悪意に基づく訴訟であって、かつ客観的に根拠がない場合の2類型に限定していた。これに対して、連邦最高裁は、CAFCによる上記基準を、過度に硬直的で、連邦地裁に与えられた裁量権を許容できないほど妨げるとして排斥し、事案が「例外的」であるかどうかについては、連邦地裁が、個々の状況を総合的に斟酌したうえで、裁量によってケースバイケースで判断できると判示した。

4) Halo Elecs., Inc. v. Pulse Elecs., Inc., 136 S.Ct. 1923 (2016)

CAFCは、特許法284条に基づいて損害賠償の増額を判断するに際して、CAFCの先例であるSeagate判決³¹⁾に従い、特許権者が、①有効な特許を侵害する客観的に高度な蓋然性が存在するにも拘らず、侵害者が侵害行為を行ったこと、②この客観的なリスクを侵害者が知っていたか又は知るべきであったといえるほど明らかであったことの立証を要する二段階テストを採用してきた。これに対し、連邦最高裁は、上記テストは特許法284条に適合せず、過度に硬直的であるとして排斥し、同条は、連邦地裁に裁量権を与えており、侵害者の主観のみでも増額された損害額は許容され得ると判断した。

(3) 特許法を一般法領域と調和させる傾向を示す最高裁判例 (傾向②)

次に、特許法を一般法領域と調和させる傾向

を示すものとして分類される最高裁判例としては、次の1)～8)のものが挙げられている。

1) Dickinson v. Zurko, 527 U.S. 150 (1999)

USPTOによる事実認定に対するCAFCの審理基準について、行政手続法 (APA) 706条³²⁾は、連邦行政機関による事実認定に対する裁判所の審理を、「任意、気まぐれ、裁量権の濫用、又は実質的な証拠」の審理基準によると一般的に規定しているが、CAFCは、APA成立当時より、CAFCの前身である関税特許控訴裁判所 (the Court of Customs and Patent Appeals) が、より厳しい「明らかな誤認 (clearly erroneous)」の審理基準を採用していたことを根拠に、後者の審理基準を採用して判断した。これに対し、連邦最高裁は、行政処分に対する裁判所の審理の統一的なアプローチを重視し、APAで規定する一般的な審理基準によるべきであると判示した。

2) eBay Inc. v. MercExchange, L.L.C., 547 U.S. 388 (2006)

特許侵害に基づく終局的差止について、CAFCは、例外的な状況でない限り、特許侵害がある場合には終局的差止は認めるのが一般的なルールであると判示したのに対して、連邦最高裁は、確立した衡平法上の原則によれば、終局的差止を求める原告は、4つの要件を満たさなければならない、この原則は、特許法の下での係争にも同様に適用されると判断した。

3) MedImmune, Inc. v. Genentech, Inc., 549 U.S. 118 (2007)

ライセンシーが、ライセンス料を支払いつつ、特許が無効で権利行使不能であることを理由に確認訴訟を起こした事案で、CAFCは、ライセンス料を支払っている限り、ライセンス契約の当事者間で争訟の起こる可能性がないことを理由に、当事者間には、確認判決法2201条 (a)³³⁾が求める「現実の争訟」(合衆国憲法第3条の「事件又は争訟」要件を踏まえている)がないから

事物管轄を欠くとして却下した連邦地裁の判断を支持した。これに対し、連邦最高裁は、ライセンサーがライセンス料の支払いをしなかったとしたら、侵害訴訟で3倍賠償を請求される現実的なリスクを負うことになるから、上記「事件又は争訟」要件を満たすと判示し、特許関連の確認訴訟において、憲法的な側面を示した。

4) Octane Fitness, LLC v. ICON Health & Fitness, Inc., 134 S.Ct. 1749 (2014)

本件は、傾向①でも挙げられた判例である。CAFCは、Brooks判決³⁴⁾によって、弁護士費用の敗訴者負担に関する特許法285条の「例外的な場合」に当たる場合の立証を、「明確かつ説得力のある証拠 (clear and convincing evidence)」基準によるとしていた。これに対して、連邦最高裁は、285条は裁量に関わる規定であり、高度な立証責任を要していないこと、特許訴訟の立証は一般的に「証拠の優越 (preponderance of the evidence)」基準によって決められ、これは、民事訴訟で一般的に適用される基準であることを根拠に、「例外的な場合」に当たる場合の立証の基準を、「明確かつ説得力のある証拠」基準から、「証拠の優越」基準に変更した。

5) Highmark Inc. v. Allcare Health Mgmt. Sys., Inc., 134 S.Ct. 1744 (2014)

本件も、上記と同様に、弁護士費用の敗訴者負担に関する特許法285条に関する判例である。CAFCは、同条の「例外的な場合」に該当するBrooks判決³⁵⁾の2類型目「②主観的に悪意に基づく訴訟であって、かつ客観的に根拠がない場合」のうち、「客観的に根拠がない」の要件について、事実問題が付随する法律問題であるとして、「新たに (de novo)」基準で審理し、地裁判決を一部棄却した。これに対して、連邦最高裁は、前掲のOctane判決のとおり、連邦地裁は、285条を裁量によって判断できるところ、そのような判断に対して、連邦控訴裁判所

は、伝統的に「裁量権の濫用 (abuse of discretion)」基準で審理してきたとして、285条の地裁判決のすべての側面に対し、「新たに」基準ではなく、「裁量権の濫用」基準で審理すべきであると判断した。

6) Medtronic, Inc. v. Mirowski Family Ventures, LLC, 134 S.Ct. 843 (2014)

ライセンサーが、同社製品が、ライセンス契約の対象特許権を侵害しないことを理由に確認訴訟を起こした事案で、侵害論の立証責任を原告 (被疑侵害者) と被告 (特許権者) のどちらが負うかが争われ、CAFCは、確認訴訟においては、原告が負うと判示した。これに対して、連邦最高裁は、確認判決法の運用は単なる手続的なものであって実体的な権利に変化をもたらさないこと、立証責任は実体法上の側面を持つことを理由に、確認訴訟において侵害論の立証責任を負担するのは特許権者であると判示した。

7) Teva Pharms. USA, Inc. v. Sandoz, Inc., 135 S.Ct. 831 (2015)

専門家による説明などの外的証拠の認定を含む、連邦地裁によるクレーム解釈に対して、CAFCは、これを法律問題と捉え、「新たな」基準で審理した。これに対し、連邦最高裁は、クレーム解釈は、契約書や譲渡証書などの他の法律文書を解釈するのと同様に、一般に理解されない技術的な用語の解釈については事実問題を生じさせることがあるから、クレーム解釈においても、その過程で生じる付随的な事実問題に対して、CAFCは「明らかな誤認」基準で審理すべきであると判断した。

8) Commil USA, LLC v. Cisco Sys., Inc., 135 S.Ct. 1920 (2015)

特許権者からの誘発侵害 (271条 (b)) の主張に対して、被告が特許が無効であると誠実に信じていたとの抗弁を主張した事案において、CAFCは、この抗弁が、誘発侵害が要求する故意を否定し得ると判示した。これに対し、連邦

最高裁は、法の無知又は法の錯誤は刑事訴追において抗弁とならないという一般的な原則などを例に挙げながら、特許が無効であるとの確信は、271条(b)が要求する故意を否定しないと判断した。

(4) 直近の最高裁判例について

次に、2017年及び2018年の最高裁判例7件について、上述した傾向がみられるかについて以下検討する。

1) Life Techs. Corp. v. Promega Corp., 137 S.Ct. 734 (2017)

特許法271条(f)(1)は、外国での組立てを目的として、「特許発明の構成要素の全部又はかなりの部分(all or a substantial portion of the components of a patented invention)」を、米国から当該外国に供給する行為を侵害行為と位置付けている。

本件において、被疑侵害者であるLife Technologies社他は、Promega社から遺伝子検査用ツールキットの所定国内での製造販売を許諾されたサブライセンシーであるが、5つの構成要素からなる上記キットのうちの1つの構成要素(所定の酵素)を米国内で製造し、英国にて上記キットを組み立てることを目的に、当該構成要素を英国に輸出した。

本件では、複数の構成要素からなる発明のうち、1つの構成要素を供給することが、271条(f)(1)の「構成要素の…かなりの部分」の要件を満たすか、つまり「かなりの部分」が量的な意味を持つか、質的な意味を持つかが争われた。CAFCは、質的アプローチに立ち、供給の対象となった所定の酵素が「主たる」構成要素であったとして、「かなりの部分」の要件を満たすと判断した。これに対し、連邦最高裁は、271条(f)(1)の「かなりの部分」の周辺で使用されている「全部(all)」、「部分(portion)」、「構成要素(components)」などの用語が量的な意

味を示唆すること、「かなりの部分」は「of the components」に掛かること、1つの構成要素を供給する場合は271条(f)(2)の適用を検討すればよいことなどを理由に、量的アプローチに立ち、「1つ」の構成要素は、「かなりの部分」を構成し得ず、外国での製造を目的とした1つの構成要素の供給は、特許法271条(f)(1)の責任を生じさせないと判示した。

本件の争点は、CAFCが明確な規範を提示している争点ではないことから、傾向①は見られない。他方で、連邦最高裁の判断は一般法領域との調和を図ったものとは思えないものの、条文の文言に従って、忠実に条文解釈をしている点で、傾向②に近いものを感じることができる。

2) SCA Hygiene Prods. Aktiebolag v. First Quality Baby Prods., LLC, 137 S.Ct. 954 (2017)

SCA社らは、First Quality社らの成人失禁用製品がSCAの特許を侵害するとして、2010年に侵害訴訟を提起したが、SCAが最初にFirst Qualityに対して警告を行った2003年から既に7年が経過していた。First Qualityは、不合理で有害な提訴の遅延から、被告が保護するための衡平法上の抗弁であるLaches(懈怠)の抗弁を主張し、連邦地裁はこれを認めた。CAFCは、その審理中に出された著作権法に関する連邦最高裁判例において、同法に出訴期限の規定があることを根拠にLaches抗弁が否定されていたものの³⁶⁾、CAFCの先例に従い、en bancによって連邦地裁の判断を支持した。CAFCのen banc判決の根拠は、特許法286条は、侵害訴訟の訴状の提出時から6年より前に生じた損害の回復を禁じているが、本条は「他の法で別段の定めがある場合を除き」と規定しており、同法282条ではLachesの抗弁を含む抗弁について規定していることから、同法286条でいう「他の法で別段の定めがある場合」にあたるというものであった。

これに対し、連邦最高裁は、同法286条が定める6年の損害賠償回収期限を根拠に、提訴してから6年間の侵害行為に対して損害賠償請求を認めることが立法者の意図であるとして、Lachesの抗弁を否定した。そして、CAFCの判決に対しては、仮に、同法282条の抗弁にLachesの抗弁の何らかの側面が含まれるとしても、必ずしも、当該抗弁が、同法286条に規定された期限内に生じた損害賠償を禁ずるような抗弁と解釈されることにはならないと述べ、むしろ、特許法成立当時に確立していた民事訴訟の一般原則は、議会が特定した時効期間内に生じた損害賠償請求を制限するLachesの抗弁は許されないというものであったと判示した。

本件の争点も、CAFCが明確な規範を提示しているものではないため、傾向①は見られない。他方で、本件では、連邦最高裁が、民事訴訟の一般原則を持ち出して、CAFCの判断を排斥している点で、傾向②が見受けられるように思われる。

3) TC Heartland LLC v. Kraft Foods Grp. Brands LLC, 137 S.Ct. 1514 (2017)

裁判地法1400条(b)³⁷⁾は、特許侵害訴訟は、「被告が居住する(resides)裁判地区」で提起できることを定める。Kraft Foods社は、インディアナ州で設立され、同州に本店を持つTC Heartland社に対して、被疑侵害品をデラウェア州に出荷したことを理由に、デラウェア州連邦地裁で特許侵害訴訟を提起した。TC Heartland社は、裁判地が不適切であるとしてインディアナ州連邦地裁へ訴訟の移送を求める申立てを行った。

裁判地法1400条(b)は、1948年に再成文化された際に、従前用いられた「住む(inhabits)」が「居住する(resides)」に改められ、同時に、一般裁判地法として、企業が被告である場合の「居住(residence)」の意義を定義する裁判地法1391条³⁸⁾が成立した。再成文化当時の1400条

(b)について、連邦最高裁は、1957年のFourco判決において、特許侵害訴訟の裁判地を規定する唯一かつ排他的な規定であり、1391条(c)によって補足されることはない」と述べ、1400条(b)の「居住」について、企業は設立州にのみ「居住する」と判示していた³⁹⁾。その後、一般裁判地法を規定する1391条(c)項が2度改正され、現在の同条項は、「あらゆるvenueの目的として」、企業は、「被告である場合には、問題の民事訴訟に関してその裁判所の対人管轄の対象となるあらゆる裁判地区において、居住しているものとみなす。」と規定する。本件の争点は、Fourco判決後の裁判地法1391条の改正により、裁判地法1400条(b)の意味が変更されたかというものである。

連邦地裁はTC Heartland社の移送の申立てを退け、CAFCもこれを支持し、裁判地法1391(c)の下では、TC Heartland社はデラウェア州に「居住」しており、したがって、1400条(b)下でも「居住」していると判示した。これに対して、連邦最高裁は、1391条の改正の際に、議会は1400(b)の「居住」の意義を変更する意図を示唆していないから、1391条の改正に拘らず、1400条(b)の「居住」の意義は、連邦最高裁がFourco判決で示した意義から変更されておらず、企業は設立州にのみ「居住する」と判断した。

本件でも、CAFCが明確な規範を提示している争点に関するものではないため、傾向①は見られない。本件は、連邦最高裁が、裁判地法1400(b)の解釈についての古い判例に従うべき旨を判示したものであるが、裁判地法1400(b)が、特許侵害訴訟の裁判地を規定する唯一かつ排他的な規定であり、一般裁判地を規定した裁判地法1391条(c)によって補足されないとの判示を維持している点で、傾向②とは逆の傾向がみられないでもないように思われる。

4) *Impression Prods. Inc. v. Lexmark Int'l, Inc.*, 137 S.Ct. 1523 (2017)

トナーカートリッジに関する特許を有するLexmark社は、Impression Products社が、(1) Lexmarkが米国内で販売したトナーカートリッジであって、一度使用した後の空のカートリッジをLexmarkに戻すことを条件にディスカウント価格で販売したカートリッジ (Return Programカートリッジ) について、これにトナーを補充して再販売する行為、及び、(2) Lexmarkが外国で販売したトナーカートリッジを米国に輸入する行為がそれぞれ特許侵害行為にあたるとして、侵害訴訟を提起した。Impression Products社は、特許消尽を主張したのに対し、CAFCは、(1) と (2) のいずれのケースについても、特許消尽を否定した。

連邦最高裁は、(1) に関しては、一度、特許権者が特許製品を販売し、その対価を得た後は、特許法はもはや当該製品の使用及び享受を制限する根拠を有さず、これを更に制限することは、動産の譲渡制限禁止というコモンロー上の原則 (principle against restraints on alienation) と抵触することになるとして、特許権者が一度製品を販売した以上、それにいかなる制限が付加されていたとしても、当該製品について特許権は消尽すると判示した。そして、CAFCの論理は、特許消尽を販売に伴う権限についての推定と捉えている点で問題があり、むしろ特許消尽は、特許権の範囲を限定するものであると説明した。次に、連邦最高裁は、(2) に関して、外国で販売したカートリッジについても特許権が消尽すると判示した。その理由として、著作権法109条 (a) のファースト・セール・ドクトリン (合法的に製造された著作物の複製物の所有権を得た者は、当該著作物の複製物を著作権者の許諾なく売却又は処分できるという原則) を挙げ、ファースト・セール・ドクトリンは、特許消尽の場合と同様に、コモンロー上の譲渡制

限禁止の原則を根拠としていることから、ファースト・セール・ドクトリンが、合法的に国外で製造販売された著作物についても適用されるのと同様に⁴⁰、特許消尽も国外で販売された製品について適用されると判示した。

本件でも、CAFCが明確な規範を提示している争点に関するものではないため、傾向①は見られないが、譲渡制限禁止というコモンロー上の原則を強調している点で、傾向②が見受けられるように思われる。

5) *Oil States Energy Services, LLC v. Greene's Energy Group, LLC*, 138 S.Ct. 1365 (2018)

本件はInter Parties Review (第三者が既に付与された特許の有効性を争う当事者系手続、以下「IPR」という。) の合憲性が争われた事件である。特許権者であるOil State Energy Services社が、Greene's Energy Group社 (以下「Greene's社」という。) に対して侵害訴訟を提起したのを受けて、Greene's社は、特許無効の抗弁を提出し、また、USPTOに対してIPRを申し立てた。連邦地裁では特許権者に有利なクレーム解釈命令が下されたのに対し、USPTOの特許審判部 (Patent Trial and Appeal Board, 以下「PTAB」という。) は特許無効の決定を下した。このPTABの決定に対して、特許権者がCAFCに対して不服申立てをし、特許無効の判断を争うと共に、IPRが違憲であること、具体的には、特許を無効とする訴訟は、合衆国憲法第3条の定める裁判所により、陪審の面前で審理すべきであると主張した。これに対し、CAFCは、IPRは合憲であると判示した。

連邦最高裁も、議会は、公権 (public right) についての裁定を、合衆国憲法第3条が定める裁判所以外の組織に与える幅広い裁量を有しているところ、議会は、適切に、USPTOに対して、IPRという公権たる特許権の付与について再検討を行う権限を割り当てていると判示した。ま

た、議会が、適切に合衆国憲法第3条が定める裁判所以外の組織に裁定の権限を与えている以上、合衆国憲法修正第7条単独で、陪審ではない事実認定者による裁判を禁止することはできないと判示し、IPRを合憲とするCAFCの判断を支持した。

本件では、連邦最高裁はCAFCの判決を支持しているため、上記のどの傾向もみられない。

6) SAS Institute, Inc. v. Iancu, 138 S.Ct. 1348 (2018)

本件もIPRに関する事件である。IPRを起こすには、まずは申立人が、レビュー開始の申立てを行い(特許法311条(a)), 対象となるクレームと無効理由を特定する(同法312条(a)(3))。USPTO長官は、申立書に従い、IPRを開始するか否かを決定する(同法314条(b)) (実際は、長官に代わり、PTABが当該権限を行使する。)。レビューを開始する前に、長官は、当事者の書面に基づき、「申立書において対象とされた少なくとも1以上のクレームについて、申立人が優勢である合理的な可能性があるか」を決定しなければならない(同法314条(a))。IPRが開始され、却下されなかった場合に、PTABは、申立人によって対象とされたすべてのクレーム(any patent claim challenged by the petitioner)の特許性について、最終決定書を発しなければならない(shall issue a final written decision)(同法318条)。

SAS社は、ComplementSoft社のソフトウェア特許について、16個のすべてのクレームが無効であると主張して、IPRを申し立てた。長官は、「部分的開始」を認めるUSPTOの規則(37 C.F.R. 42.108(a))に基づき、対象となるクレームの一部についてレビューを開始し、その余のクレームについてはレビューしなかった。PTABも、その最終決定において、長官がレビューを開始したクレームについてのみ言及した。本件の争点は、IPRを開始したとき、PTABは、

申立ての対象となるクレームすべてについて判断しなければならないか、それともその一部についてのみレビューをすればよいのかという点である。SAS社は、特許法318条(a)は、PTABに申し立てられたすべてのクレームの有効性について判断することを要求していると主張したが、CAFCはこれを退け、PTABはクレームすべてについて判断する必要はないと判示した。

これに対し、連邦最高裁は、5対4で、同法318条(a)が明確に示すように、PTABは、最終決定書において、IPRの申立てで対象とされたすべてのクレームについて言及する必要があると判示した。加えて、IPRが模倣している民事訴訟システムと同様に、IPRにおいては、申立人が申立ての主導権をもち、申立人は提示したすべての主張について判断を仰ぐ権利を有しており、現に上述したIPRの関連条項はいずれも、長官の裁量ではなく、申立人の主張によって、IPRの開始から結論までの範囲が決まることを示していると判示した。

本件は、基本的にはIPR関連条文の読み方を解説したものであるが、連邦最高裁が、原告が訴訟の対象を決めるという民事訴訟システムを参照して解説している点で、傾向②が見受けられるように思われる。

7) WesternGeco LLC v. ION Geophysical Corp., 138 S.Ct. 2129 (2018)

WesternGeco社は、海底調査に用いられるシステムについての特許権者である。ION Geophysical社は、競合するシステムの部品を米国内で製造して、これを外国に輸出し、同社の顧客は、外国において、当該部品を用いてWesternGeco社と区別できない調査システムに組み立て、WesternGeco社と競合する方法で当該システムを使用していた。WesternGeco社は、ION Geophysical社に対して、特許法271条(f)(1)及び同条(f)(2)に基づいて侵害訴訟を

提起し、同法284条による実施料及び逸失利益（侵害行為がなければ、米国外で締結し得たであろう調査サービス契約の利益分）を求めた。本件の争点は、上記条文によって、特許権者が外国における逸失利益を請求できるかという点である。

CAFCは、域外適用否定の推定則（連邦法は米国領域内でのみ適用されるという推定）を挙げ、一般的な侵害規定である特許法271条(a)は、特許権者に対して外国における逸失利益の請求を許容しておらず、同法271条(f)は、侵害者を同条(a)と同様の立場にするよう設計されていることから、同条(a)の場合と同様に考えるべきであり、本件において、外国における逸失利益の請求はできないと判示した。

これに対し、連邦最高裁は、CAFCと同様に域外適用否定の推定則（連邦法は米国領域内でのみ適用されるという推定）を挙げ、域外適用を検討するための2段階テスト⁴¹⁾、すなわち、①問題となる条文において、当該推定が覆されるか（但し、①のステップは裁量で飛ばすことができる）、そうでなければ、②当該事案は当該条文の国内適用を伴うか（具体的には、当該条文の「焦点」を特定し、当該事案において、「焦点」に関連する行為が米国領域内で行われているのであれば、当該条文は域内適用されると判断する）を用いて、本件の争点を判断した。連邦最高裁は、②のステップにおいて、本件では、特許法284条に基づく逸失利益は同法271条(f)(2)による侵害行為を根拠にしているところ、本事案において、同法284条の「焦点」は「侵害」にあり、本事案における侵害行為は、米国から構成要素を輸出する行為にあるから、同条の「焦点」に関連する行為は米国内で行われており、したがって、WesternGeco社に対して逸失利益による損害賠償を認容することは、同法284条の域内適用であると判示した。

本件でも、CAFCが明確な規範を提示してい

る争点に関するものではないため、傾向①は見られない。他方で、連邦最高裁は、他の法域で採用されていた域外適用を検討するための2段階テストを用いて判断している点で、傾向②が見受けられる。

4. おわりに

本稿では、近時、特許事件を扱う最高裁判例が急増していること、この背景には、連邦最高裁に、CAFCが示す明確な規範を排除する傾向（傾向①）、特許法を一般法領域と調和させたがる傾向（傾向②）があると考えられることを説明し、各傾向について、実際の判例をみながら解説した。また、直近2年の最高裁判例について、傾向①は見受けられないものの、傾向②が散見されることについて説明した。

他方で、CAFCは、特許法に全国的な均一性をもたらす、特許訴訟に適用される規範をより予見可能性のあるものにするを目的の一つとして設立されていることから、明確な規範を示し続けることは、その設立目的に照らしても当然のことと思われる。そうすると、連邦最高裁判所との緊張関係は今後も続き、上記の最高裁判例の傾向も引き続きみられることが予想される。

なお、本稿の作成にあたっては、Richard Linn判事、Harold C. Wegner弁護士を始めとするThe Naples Roundtableの2018年度Annual Conferenceの参加者の方々、Randall R. Rader元CAFC長官、Martin J. Adelman教授、Donald R. Dunner弁護士、William A. Streff弁護士、弁理士の奥山尚一先生のご意見・ご協力をいただいた。

注 記

- 1) 28 U.S.C. § 1295 (a).
- 2) H.R.Rep. No. 312, 97th Cong., 1st Sess. 41 (1981) at 20.

- 3) http://www.cafc.uscourts.gov/sites/default/files/the-court/statistics/FY_17_Filings_by_Category.pdf
- 4) Hon. Timothy B. Dyk, Thoughts on the Relationship Between the Supreme Court and the Federal Circuit, 16 Chi.-Kent J. of Intell. Prop. 67 (2016) , 77.
- 5) http://www.cafc.uscourts.gov/sites/default/files/the-court/statistics/Hist_Caseld_by_Major_Origin_10-year.pdf
- 6) 前掲注3)
- 7) 28 U.S.C. § 1.
- 8) 28 U.S.C. § 2.
- 9) Guide for Counsel in cases to be argued before the Supreme Court of the United States, page 2.
- 10) https://www.supremecourt.gov/about/faq_general.aspx
- 11) Rules of the Supreme Court of the United States, Rule 10.
- 12) 基本的に、後述するWaxman氏の論文（後掲注27）の脚注8に掲載された判例に従っているが、CAFCを経由していない事件、特許法ないし特許訴訟と関連性が乏しい事件は除いている。
- 13) Hon. Timothy B. Dyk, Thoughts on the Relationship Between the Supreme Court and the Federal Circuit, 16 Chi.-Kent J. of Intell. Prop. 67 (2016).
- 14) Id. at 69.
- 15) Id. at 69.
- 16) Id. at 72.
- 17) Id. at 81.
- 18) Id. at 76.
- 19) Id. at 78.
- 20) Donald R. Dunner, Response to Judge Timothy B. Dyk, 16 Chi.-Kent J. of Intell. Prop. 326 (2017).
- 21) Id. at 326-327.
- 22) Id. at 329.
- 23) Id. at 326.
- 24) Timothy R. Holbrook, Is the Spreme Court Concerned with Patent Law, the Federal Circuit, or Both: A Response to Judge Timothy B. Dyk, 16 Chi.-Kent J. of Intell. Prop. 313 (2017).
- 25) Id. at 316-7.
- 26) Id. at 316.
- 27) Seth P. Waxman, May You Live in Interesting Times: Patent Law in the Supreme Court, 17 Chi.-Kent J. of Intell. Prop. 214 (2018), 216-217.
- 28) Id. at 216-217.
- 29) Id. at 220-221.
- 30) Brooks Furniture Mfg., Inc. v. Dutailier Int'l, Inc., 393 F.3d 1378.
- 31) In re Seagate Technology, LLC, 497 F.3d 1360.
- 32) 5 U.S.C. § 706.
- 33) 28 U.S.C. § 2201 (a).
- 34) Brooks Furniture Mfg., Inc. v. Dutailier Int'l, Inc., 393 F.3d 1378.
- 35) Id.
- 36) Petrella v. Metro-Goldwyn-Mayer, Inc., 134 S.Ct. 1962 (2014).
- 37) 28 U.S.C. § 1400 (b).
- 38) 28 U.S.C. § 1391.
- 39) Fourco Glass Co. v. Transmirra Products Corp., 353 U.S. 222, 226, 77 S.Ct. 787, 1 L.Ed.2d 786 (1957).
- 40) Kirtsaeng v. John Wiley & Sons, Inc., 133 S.Ct. 1351 (2013).
- 41) RJR Nabisco Inc v. European Community, 136 S.Ct. 2090 (2016), 2093-2094.

別表 連邦最高裁判例（特許事件のみ，1983年以降）

	年代	事件名	争点	結論
1	1986	Dennison Mfg. Co. v. Panduit Corp., 475 U.S. 809 (1986)	非自明性の判断と事実問題, Rule 52 (a)の適用の可否	vacated and remanded
2	1988	Christianson v. Colt Indus. Operating Corp., 486 U.S. 800 (1988)	抗弁のみ特許法上の主張を含む場合の管轄権	vacated and remanded
3	1990	Eli Lilly & Co. v. Medtronic, Inc., 496 U.S. 661 (1990)	医療機器の承認に必要な発明の使用と侵害の免除(271(e)(1))	affirmed and remanded
4	1993	Cardinal Chem. Co. v. Morton Int'l, 508 U.S. 83 (1993)	非侵害判断が, 特許無効の確認判決の取消事由になるか	vacated and remanded
5	1996	Markman v. Westview Instruments, Inc., 517 U.S. 370 (1996)	クレーム解釈は, 法律問題として裁判所によって判断されること	affirmed
6	1997	Warner-Jenkinson Co., Inc. v. Hilton Davis Chem. Co., 520 U.S. 17 (1997)	均等論(オール・エレメント・ルールなど)	reversed and remanded
7	1998	Pfaff v. Wells Elecs., Inc., 525 U.S. 55 (1998)	On-sale bar(102条(b))が適用される2要件	affirmed
8	1999	Dickinson v. Zurko, 527 U.S. 150 (1999)	USPTOによる事実認定に対するCAFCの審理基準	reversed and remanded
9	1999	Fla. Prepaid Postsecondary Educ. Expense Bd. v. College Sav. Bank, 527 U.S. 627 (1999)	州による特許侵害の免責を無効にする条項の合憲性	reversed and remanded
10	2000	Nelson v. Adams USA, Inc., 529 U.S. 460 (2000)	判決中の当事者欄の変更と適正手続	reversed and remanded
11	2001	J.E.M. Ag Supply, Inc. v. Pioneer Hi-Bred Int'l, Inc., 534 U.S. 124 (2001)	新種の植物は101条の主題に含まれる	affirmed
12	2002	Festo Corp. v. Shoketsu Kinzoku Kogyo Kabushiki Co., Ltd., 535 U.S. 722 (2002)	補正されたクレーム要件に対する禁反言の適用, 均等論の可否	vacated and remanded
13	2002	Holmes Grp, Inc. v. Vornado Air Circulation Sys., Inc., 535 U.S. 826 (2002)	反訴のみ特許法上の主張を含む場合の管轄権	vacated and remanded
14	2005	Merck KGaA v. Integra Lifesciences I, Ltd., 545 U.S. 193 (2005)	セーフ・ハーバー条項(271(e)(1))が摘要される使用の範囲	vacated and remanded
15	2006	Ill. Tool Works Inc. v. Indep. Ink, Inc., 547 U.S. 28 (2006)	特許権は必ずしも特許権者に市場支配力を付与しないこと	vacated and remanded
16	2006	eBay Inc. v. MercExchange, L.L.C., 547 U.S. 388 (2006)	終局的差止に必要な4要件	vacated and remanded
17	2007	MedImmune, Inc. v. Genentech, Inc., 549 U.S. 118 (2007)	ライセンスによる確認訴訟が「現実の係争」の要件を満たすか	reversed and remanded
18	2007	KSR Int'l Co. v. Teleflex Inc., 550 U.S. 398 (2007)	Teaching, suggesting, or motivation (TSM) テスト	reversed and remanded
19	2007	Microsoft Corp. v. AT&T Corp., 550 U.S. 437 (2007)	271(f)の「component」とソフトウェア	reversed
20	2008	Quanta Comput., Inc. v. LG Elecs., Inc., 553 U.S. 617 (2008)	方法特許を具体化した部品のライセンスによる販売と消尽	reversed
21	2010	Bilski v. Kappos, 561 U.S. 593 (2010)	machine-or-transformationテスト	affirmed
22	2011	Global-Tech Appliances, Inc. v. SEB S.A., 563 U.S. 754 (2011)	誘発侵害(271(b))における主観的要件の必要性	affirmed
23	2011	Bd. of Trs. of the Leland Stanford Junior Univ. v. Roche Molecular Sys., Inc., 563 U.S. 776 (2011)	バイドール法下での連邦政府資金による発明の権利の帰属	affirmed
24	2011	Microsoft Corp. v. i4i Ltd. P'ship, 564 U.S. 91 (2011)	無効の抗弁の立証基準	affirmed
25	2012	Mayo Collaborative Servs. v. Prometheus Labs., Inc., 566 U.S. 66 (2012)	投薬方法の特許可能性(101条)	reversed
26	2012	Caraco Pharm. Labs., Ltd. v. Novo Nordisk A/S, 566 U.S. 399 (2012)	不正確なユースコードの訂正を求める反訴の可否	reversed and remanded

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

	年代	事件名	争点	結論
27	2012	Kappos v. Hyatt, 566 U.S. 431 (2012)	審決取消訴訟(145条)における新証拠提出の可否	affirmed and remanded
28	2013	Bowman v. Monsanto Co., 569 U.S. 278 (2013)	購入者による特許製品の新たな複製に対する特許消尽の適否	affirmed
29	2013	Ass'n for Molecular Pathology v. Myriad Genetics, Inc., 133 S.Ct. 2107 (2013)	単離DNAの特許可能性(101条)	affirmed in part and reversed in part
30	2014	Medtronic, Inc. v. Mirowski Family Ventures, LLC, 134 S.Ct. 843 (2014)	確認訴訟における侵害論についての立証責任など	reversed and remanded
31	2014	Octane Fitness, LLC v. ICON Health & Fitness, Inc., 134 S.Ct. 1749 (2014)	弁護士費用負担(285条)の「例外的な場合」の意義	reversed and remanded
32	2014	Highmark Inc. v. Allcare Health Mgmt. Sys., Inc., 134 S.Ct. 1744 (2014)	「例外的な場合」(285条)の地裁判断に対する審理基準	vacated and remanded
33	2014	Limelight Networks, Inc. v. Akamai Techs., Inc., 134 S.Ct. 2111 (2014)	直接侵害がない場合の誘発侵害(271(b))の成否	reversed and remanded
34	2014	Nautilus, Inc. v. Biosig Instruments, Inc., 134 S.Ct. 2120 (2014)	明確性要件の判断基準(112条(b))	vacated and remanded
35	2014	Alice Corp. Pty. Ltd. v. CLS Bank Int'l, 134 S.Ct. 2347 (2014)	ビジネス方法の特許可能性(101条)	affirmed
36	2015	Teva Pharms. USA, Inc. v. Sandoz, Inc., 135 S.Ct. 831 (2015)	クレーム解釈の過程で生じる事実認定に対するCAFCの審理基準	vacated and remanded
37	2015	Commil USA, LLC v. Cisco Sys., Inc., 135 S.Ct. 1920 (2015)	誘発侵害における特許無効を確信していたとの抗弁の是非	vacated and remanded
38	2016	Halo Elecs., Inc. v. Pulse Elecs., Inc., 136 S.Ct. 1923 (2016)	故意侵害(284条)のSeagate判決の2段階テストの否定	vacated and remanded
39	2016	Cuozzo Speed Techs., LLC v. Lee, 136 S.Ct. 2131 (2016)	IPRのクレーム解釈基準、IPR開始決定に対する上訴の可否	affirmed
40	2016	Samsung Elecs. Co. Ltd. v. Apple Inc., 137 S.Ct. 429 (2016)	デザイン特許における「article of manufacture」(289条)の意義	reversed and remanded
41	2017	Life Techs. Corp. v. Promega Corp., 137 S.Ct. 734 (2017)	271(f)の「a substantial portion」が量的な意味であること	reversed and remanded
42	2017	SCA Hygiene Prods. Aktiebolag v. First Quality Baby Prods., LLC, 137 S.Ct. 954 (2017)	特許訴訟におけるlaches(懈怠)の抗弁の否定	vacated in part and remanded
43	2017	TC Heartland LLC v. Kraft Foods Grp. Brands LLC, 137 S.Ct. 1514 (2017)	特許裁判地法の「居住する(resides)」の意義	reversed and remanded
44	2017	Impression Prods. Inc. v. Lexmark Int'l, Inc., 137 S.Ct. 1523 (2017)	特許権の国内消尽(販売後の制限がある場合)及び国際消尽	reversed and remanded
45	2018	Oil States Energy Services, LLC v. Greene's Energy Group, LLC, 138 S.Ct. 1365 (2018)	IPRの合憲性(憲法第3条、憲法修正第7条)	affirmed
46	2018	SAS Institute, Inc. v. Iancu, 138 S.Ct. 1348 (2018)	IPRでは、申立ての対象となる全クレームについて判断すべき	reversed and remanded
47	2018	WesternGeco LLC v. ION Geophysical Corp., 138 S.Ct. 2129 (2018)	海外における逸失利益に基づく損害賠償	reversed and remanded

(原稿受領日 2018年8月1日)